

（がん具用煙火）

第31条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

- 2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。
- 3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕

【趣旨】

本条は、一定の場所でのがん具用煙火の消費の禁止及びがん具用煙火の貯蔵及び取扱いについて定めたものである。

【解説】

- 1 「がん具用煙火」とは、がん具として用いられる煙火（花火）、その他のこれに類する煙火であって、火薬類取締法施行規則で定めるものをいう。家庭で子どもたちが遊ぶような手軽で小さな花火やロケット花火などのことを指す。
- 2 第1項及び第2項は、同規則第91条第2号の数量（火薬又は爆薬の合計が25キログラム。ただし、クラッカーボールにあっては5キログラム）以下のがん具用煙火について、第3項は同規則第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火について適用される。
- 3 （公社）日本煙火協会では、がん具用煙火（花火）を消費する際の安全のために、品質の安全基準となるSF（Safety Fireworks）マークを発行するとともに、自主的に行う検査に合格したがん具用煙火には、安全基準等に適合していることを証する表示（規格証）及び合格を証する表示（合格証）が付されることとなっている。



S F マーク

- 4 第1項の「火災予防上支障のある場所」とは、規則第10条の2（がん具用煙火を消費してはならない場所）により、次の場所が示されている。
 - （1）引火性又は可燃性の物品を貯蔵し、又は取り扱っている場所及びその附近
 - （2）強風時又は異常乾燥時における木造家屋の密集している場所及びその附近
 - （3）火の粉若しくは火花が落下し、又は飛散する地点に可燃性の物品がある場所
- 5 第2項に定める規制は、一般的注意事項を定めたもので、がん具用煙火の数量に関係なく（火薬類取締法施行規則第91条第2号に定める数量を超えるものを除く。）炎、火花又は高温体との接近を避けるべきことを定めているものである。炎、火花及び高温体との接近防止のための措置は、次の例に示すとおりである。
 - （1）がん具用煙火の近くで燃焼器具を使用しないこと。
 - （2）炊事場、風呂場等で使用する熱源が影響する場所から安全な距離をとるか、又は区画すること。

【第31条（がん具用煙火）】

- (3) 店頭で陳列する容器には、ふた又は覆いを用いて、たばこの吸い殻等の火源が入ることを防止すること。
- (4) 裸電球の接近を避けること。
- 6 第3項は、一定数量以上のまとまった量のがん具用煙火について、より高い安全のための措置を要求したものであるが、同項に定める「不燃性容器」には難燃性の容器は含まない。
- 7 札幌市では、がん具用煙火を販売するために展示、陳列する場合は、本条第3項の規制範囲に含まれないものと解し、がん具用煙火の販売については、「がん具用煙火の販売を目的とした貯蔵取扱いに関する火災予防対策」により、以下のとおり指導している。

がん具用煙火の販売を目的とした貯蔵取扱いに対する火災予防対策	
対象及び目的	百貨店又は大規模な小売店舗（延べ面積1,000平方メートル以上のもの）の売場でのがん具用煙火の販売に対する火災予防対策は、次により指導するものとする。
1 施設面における対策	<p>① 売場でのがん具用煙火を販売目的のため陳列、展示する場所(以下「煙火販売コーナー」という。)は、各階の売場単位に1か所を原則とする。 ただし、テナントを有する場合の煙火販売コーナーはテナント単位に1か所とする。</p> <p>② 煙火販売コーナー1か所の占有面積はおおむね7平方メートル以内とする。</p> <p>③ 煙火販売コーナーは、レジなど常時従業員がいる場所の付近で、監視及び管理しやすい位置に設けるものとする。</p> <p>④ 煙火販売のための陳列、展示用の台は安定し、かつ丈夫なものを使用する。</p> <p>⑤ 煙火販売コーナーには、水系の消火用具を配置する。</p>
2 管理面における対策	<p>① 防火管理者は売場従業員に対し、がん具用煙火の適正な取扱い、不審者の監視及び火災時の即応行動等について安全管理教育を実施する。</p> <p>② 子供のいたずら・放火等に対する監視体制を強化する。</p> <p>③ がん具用煙火の陳列、展示は、台上に収まる範囲の量とし、売場管理、商品管理を徹底する。</p> <p>④ がん具用煙火の保管場所（煙火販売コーナーを除く。）は、第31条の規定による貯蔵又は取扱いを行わせ、保管スペースに見合う適正な入荷量、在庫量とする。</p>